

お知らせ

総合教育会議の傍聴

企画調整課(☎27)2707)

時 5月27日(月)午後2時開始

場 市役所北館4階会議室

定 7人(先着順)

申 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

教育委員会会議定例会の傍聴

教育委員会総務課(☎27)2785)

時 5月16日(木)午前10時15分開始

場 市役所東館5階第4会議室

定 7人(先着順)

申 当日午前9時45分から10時5分までに直接会場へ

年金受給の相談や申請を受け付けています

年金医療課(☎27)2741)

年金受給に関する相談や申請を受け付けています。市の窓口で受け付けられない内容もあります。詳しくは問い合わせください。

【国民年金受給について】
相談や申請は年金医療課・各支所市民サービス課国保年金係で受け付けています。

【厚生年金受給について】
相談は年金医療課内年金受給相談

空き家の除却・改修費用を補助

住宅課(☎27)2797)

空き家の除却・改修費用の一部を補助します。工事を着工する前に申請してください。

※申請の手引きや申請書類は、住宅課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。市HPからダウンロードもできます

【空き家除却補助事業】
対象となる空き家 市内にある1年以上居住していない、次のいずれかに該当する空き家

①危険空き家Ⅱ住宅地区改良法が規定する不良住宅に該当し、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるもの

旧耐震空き家Ⅱ

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの

対象となる工事 市内に事業所がある事業者が行うもの

申請できる人 空き家の所有者、相続人など

補助件数 ①Ⅱ17件(先着順)、②Ⅱ15件(先着順)

補助金額 ①Ⅱ空き家の除却工事にかかる費用の5分の4で50万円まで

②Ⅱ空き家の除却工事にかかる費用の5分の2で25万円まで

【移住者支援空き家改修補助事業】
対象となる空き家 市内にある1年以上居住していない空き家

対象となる事業 市外から移住する目的で空き家を取得・改修し、10年

窓口で応じます。事前に相談したい日に相談員がいるかを電話で年金医療課に確認してください。障害厚生年金などに関することは相談窓口の案内のみです。受給の相談や申請の手続きは前橋年金事務所や街角の年金相談センター前橋で受け付けています。前橋年金事務所の相談窓口は事前に予約が必要です。予約は相談日の1カ月前から予約受付専用電話(☎0570(05)4890)で受け付けます。

介護職員初任者研修受講料の一部を補助します

介護保険課(☎27)2743)

対 次の全ての条件を満たす人

- 介護職員初任者研修を、受講料を負担して修了した人
- 研修終了後3カ月以内に、市内の

【耐震診断の補助】
耐震診断の費用はかかりませんが、診断者を派遣するための交通費(1000円)がかかります。

【耐震診断の補助】
昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物、または都市計画区域外などの理由で建築確認が不要であった建物で次のどちらにも該当するもの

- 地上2階建て以下の一戸建ての住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上)
- 在来軸組み工法で建築されたもの

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事などの費用を補助

建築指導課(☎27)2762)

【耐震診断の補助】
耐震診断の費用はかかりませんが、診断者を派遣するための交通費(1000円)がかかります。

【耐震診断の補助】
昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物、または都市計画区域外などの理由で建築確認が不要であった建物で次のどちらにも該当するもの

- 地上2階建て以下の一戸建ての住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上)
- 在来軸組み工法で建築されたもの

ひきこもり当事者のための居場所を開催します

社会福祉課(☎27)6273)

参加者同士で話ができる交流スペースや読書など静かに時間を過ごせるスペースを開設し、日頃の悩みや不安を和らげるための会です。

時 5月23日(木)午後2時～4時

場 餅の郷(市民交流館)

対 市内に在住のひきこもり当事者

申 当日直接会場へ

ひきこもり家族会を開催します

社会福祉課(☎27)6273)

本人や家族の気持ち、ひきこもり当事者への関わり方について学び、参加者同士で感想や意見を話し合います。

時 5月23日(木)午後2時～4時

場 餅の郷(市民交流館)

対 市内に在住または在勤・在学のひきこもり当事者の家族

定 20人程度(先着順)

料 無料

申 5月8日(水)から21日(火)までに電話で社会福祉課へ

介護事業所などで継続して3カ月以上勤務している人

補助金額 1人上限5万円

※他の助成などを受けている場合は控除後の受講料分を補助します

申請期限 令和7年2月14日(金)

申 申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて介護保険課へ

※申請書は介護保険課にあります。市HPからダウンロードもできます

※必要書類などの詳細は問い合わせるか、市HPで確認してください

空き家除却補助事業Ⅱ

5月8日(水)から申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて次の期間までに住宅課へ

空き家除却補助事業Ⅱ 9月30日(月)

空き家除却補助事業Ⅱ

5月8日(水)から申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて次の期間までに住宅課へ

空き家除却補助事業Ⅱ 9月30日(月)

手話をやってみよう!

障害者センター(☎75-5530)

今回の手話「華蔵寺公園」

①体の前で円を描き、観覧車を表します

②両手の親指と人差し指以外を握り、指先を向かい合わせます

③指を軽く曲げ、指先を下に向け下ろします

▲手話の動画はこちら

以上居住のために活用するもので、原則市内事業者が改修工事を行うもの

申請できる人 市外に1年以上居住している人で、市内の空き家を所有または令和6年度中に取得する予定がある人など

補助件数 6件(先着順)

補助金額 空き家の改修工事にかかる費用の3分の2

※基本額は120万円まで80万円まで加算します

【市内転居者空き家改修補助事業】
対象となる空き家 市内にある1年以上居住していない空き家

対象となる事業 空き家を取得・改修し、5年以上居住のために活用するもので、市内事業者が改修工事を行うもの

申請できる人 申請日時点で市内に在住で、市内の空き家を所有または令和6年度中に取得する予定がある人など

補助件数 5件(先着順)

補助金額 空き家の改修工事にかかる費用の2分の1で80万円まで

* * *

【耐震改修工事Ⅱ改修後に評価が1・0以上となる工事】
補助件数 5件(先着順)

補助金額 改修費用の5分の4以内で100万円まで

必要書類 耐震診断結果、平面図、見積書など

【耐震シエルト等設置Ⅱ住宅の1階に耐震シエルトが防災ベッドを設置する工事】
補助件数 3件(先着順)

補助金額 改修費用の3分の2以内で20万円まで

必要書類 耐震診断結果、設置計画図、見積書など

* * *

いずれも

申 5月13日(月)から9月6日(金)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて建築指導課へ

※詳しくは市HPを確認してください

【空き家除却補助事業Ⅱ】

5月8日(水)から申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて次の期間までに住宅課へ

空き家除却補助事業Ⅱ 9月30日(月)